



山形県公報

令和5年3月31日(金)
第392号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則

- 技能労務職員に関する規則等の一部を改正する規則……………(人 事 課) ……310
- 山形県職員等の自己啓発等休業に関する条例第10条第2項の規定により読み替えて適用される
山形県職員等に対する退職手当支給条例第8条第3項に規定する要件を定める規則の一部を
改正する規則……………(同) ……312
- 山形県医療法施行細則の一部を改正する規則……………(医療政策課) ……同
- 山形県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則……………(農業経営・所得向上推進課) ……316

訓 令

- 山形県事務代決及び専決事務に関する規程等の一部を改正する訓令……………(人 事 課) ……同
- 山形県職員日額旅費支給規程の一部を改正する訓令……………(同) ……319

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の
指定……………(置賜総合支庁地域保健福祉課) ……320
- 同 ……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 山形県信用保証協会保証料補給金交付規程の一部を改正する規程……………(商業振興・経営支援課) ……同
- 公共測量の終了の通知……………(農村計画課) ……321
- 同 ……………(同) ……同
- 同 ……………(同) ……同
- 土地改良区の定款変更の認可……………(置賜総合支庁農村計画課) ……同
- 同 ……………(同) ……322
- 同 ……………(同) ……同
- 同 ……………(同) ……同
- 同 ……………(同) ……同
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁西村山建設総務課) ……323
- 同 ……………(置賜総合支庁西置賜建設総務課) ……同
- 同 ……………(同) ……同
- 同 ……………(同) ……324
- 平成19年3月県告示第304号(山形県港湾施設の概要)の一部改正 ……………(空港港湾課) ……同

教育委員会関係

規 則

- 教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則の一部を改正する
規則……………325
- 山形県教育委員会職員被服貸与規程等の一部を改正する規則……………同

訓 令

- 山形県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令……………326
- 山形県教育委員会職員服務規程等の一部を改正する訓令……………同

○山形県教育委員会職員倫理規程の一部を改正する訓令…………… 329

企 業 局 関 係

規 程

- 山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程…………… 330
- 山形県企業局就業規程の一部を改正する規程…………… 同
- 山形県企業局職員倫理規程の一部を改正する規程…………… 331
- 山形県企業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程…………… 同

告 示

- 山形県営駐車場の出入口の閉鎖時間…………… 333
- 山形県営駐車場の利用料金…………… 同

病 院 事 業 局 関 係

規 程

○山形県病院事業局就業規程等の一部を改正する規程…………… 334

公 告

- 県営住宅入居者の一般公募……………（村山総合支庁建築課） …… 339
- 一般競争入札の公告……………（新庄病院） …… 345
- 同 ……（ 同 ） …… 346

規 則

技能労務職員に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第18号

技能労務職員に関する規則等の一部を改正する規則

（技能労務職員に関する規則の一部改正）

第1条 技能労務職員に関する規則（昭和33年4月県規則第22号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項を次のように改める。

2 職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）の給料の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第5の調整数の欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。

第6条に次の3項を加える。

3 定年前再任用短時間勤務職員の給料の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第5の調整数の欄に掲げる調整数を乗じて得た額に、その者に係る1週間当たりの勤務時間を常勤の職にある者に係る1週間当たりの勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

4 前2項に規定する調整基本額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が給料月額（定年前再任用短時間勤務職員にあつては当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額、第9条第1項に規定する育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員にあつては当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じた額。以下この項において同じ。）の100分の4.5を超えるときは、給料月額の100分の4.5に相当する額）とする。

（1）次号に掲げる職員以外の職員 当該職員の職務の級に応じて別表第6に掲げる調整基本額

（2）定年前再任用短時間勤務職員 当該職員の職務の級に応じて別表第6の2に掲げる調整基本額

5 第2項（第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。）及び第3項の規

定にかかわらず、これらの規定による給料の調整額が給料月額額の100分の25を超えるときは、給料月額額の100分の25に相当する額を給料の調整額とする。

第6条の次に次の1条を加える。

（端数計算）

第6条の2 前条第2項、第3項及び第5項の規定による給料の調整額並びに同条第4項に規定する調整基本額に1円未満の端数があるときは、それぞれの端数を切り捨てた額をもつて、これらの規定の額とする。

第9条第1項中「の給料月額」を「並びに同法第18条第1項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の給料月額」に改め、同条第2項中「に対する」を「及び任期付短時間勤務職員に対する」に改め、「（当該額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」を削る。

別表第6の次に次の1表を加える。

別表第6の2

職務の級	調整基本額
1 級	5,800円
2 級	6,600円
3 級	7,800円
4 級	8,400円

（技能労務職員に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正）

第2条 技能労務職員に関する規則等の一部を改正する規則（令和4年12月県規則第39号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、技能労務職員に関する規則附則中第2項を削り、第3項を第2項とし、附則に見出し及び4項を加える改正規定中「4項」を「6項」に改め、同改正規定のうち附則第6項中「前3項」を「附則第3項及び第4項並びに前項」に改め、同改正規定中同項を附則第8項とし、附則第5項を附則第7項とし、同改正規定のうち附則第4項第3号中「附則第3項」を「前項」に改め、同改正規定中同項の次に次の2項を加える。

5 育児短時間勤務職員等に対する附則第3項の規定の適用については、同項中「）とする」とあるのは、「）にその者に係る1週間当たりの勤務時間を常勤の職にある者に係る1週間当たりの勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする」とする。

6 附則第3項の規定の適用を受ける職員に対する第6条第4項の規定の適用については、当分の間、同項中「応じた額」とあるのは「応じた額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」と、同項第1号中「調整基本額」とあるのは「調整基本額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。以下この項において同じ。）（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）は、技能労務職員に関する規則第3条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、第1条の規定による改正後の技能労務職員に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第6条第4項の規定を適用する。

3 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第6条第3項及び第4項の規定を適用する。

4 技能労務職員に関する規則第6条の規定により給料の調整を行う職（以下「給料の調整額適用職」という。）を占める令和3年改正法附則第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項又は第7条第1項の規定により採用された職員（以下「特定暫定再任用職員」という。）のうち、当該職に係る山形県職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例（令和4年12月県条例第36号）第1条による改正前の山形県職員の定年等に関する条例（昭和58年12月県条例第31号）第3条に規定する年齢に達した日がこの規則の施行の日（以下「施行日」とい

う。)の前日以前である職員であつて、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなるものには、改正後の規則第6条及び第9条第2項並びに前2項の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額（暫定再任用短時間勤務職員にあつては当該額にその者に係る1週間当たりの勤務時間を常勤の職にある者に係る1週間当たりの勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）（当該額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料の調整額として支給する。ただし、これらの額の合計が給料月額100分の25を超えるときは、給料月額100分の25に相当する額（当該額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料の調整額として支給する。

5 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

(1) 施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧再任用職員（施行日前に令和3年改正法による改正前の地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）であつた職員であつて、施行日において引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員となり、かつ、施行日から引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員 施行日の前日にその者に適用されていた調整基本額

(2) 施行日以後に新たに給料の調整額適用職を占めることとなった特定暫定再任用職員 施行日の前日に給料の調整額適用職を占める旧再任用職員になったとした場合に技能労務職員に関する規則等の一部を改正する規則（令和4年12月県規則第39号）第2条の規定による改正前の技能労務職員に関する規則（以下「改正前の規則」という。）により同日にその者が属することとなる職務の級を基礎として改正前の規則第6条及び第9条第2項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

山形県職員等の自己啓発等休業に関する条例第10条第2項の規定により読み替えて適用される山形県職員等に対する退職手当支給条例第8条第3項に規定する要件を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第19号

山形県職員等の自己啓発等休業に関する条例第10条第2項の規定により読み替えて適用される山形県職員等に対する退職手当支給条例第8条第3項に規定する要件を定める規則の一部を改正する規則

山形県職員等の自己啓発等休業に関する条例第10条第2項の規定により読み替えて適用される山形県職員等に対する退職手当支給条例第8条第3項に規定する要件を定める規則（平成20年3月県規則第42号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項第2号中「（懲戒免職の処分を除く。）」を削り、同項第3号中ニをホとし、ハをニとし、同号ロ中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第3条第5項に規定する旧地方公務員法勤務延長期限若しくは同条第6項の規定により延長された期限の到来により退職した場合又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した場合

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

山形県医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第20号

山形県医療法施行細則の一部を改正する規則

山形県医療法施行細則（昭和41年10月県規則第73号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号の6中「行つた」を「した」に、「立入検査させる」を「立入検査をさせる」に改め、同条第1号の7中「行つた」を「した」に改め、同条第15号中「立ち入り検査させる」を「立入検査をさせる」に改め、同条第16号中「又は」を「若しくは」に、「命ずる」を「命じ、又は当該職員をして病院、診療所若しくは助産所に立入検査をさせる」に改める。

第3条第14号中「第9条」を「第9条第1項」に改め、同条第15号中「法第16条ただし書」を「規則第9条の15の2」に、「許可申請書」を「承認申請書」に改め、同条第28号中「第31条の3」を「第31条の5」に改め、同条

第29号及び第30号を次のように改める。

(29) 規則第31条の5の2第1項の規定による管理者の一部を医療法人の理事に加えない認可申請書 別記様式第29号

(30) 規則第31条の5の3の規定による医療法人の理事長を医師又は歯科医師でない理事から選出する認可申請書 別記様式第30号

第3条第31号中「第32条第1項」を「第33条の25第1項」に改め、同条第31号の2中「第50条第3項」を「第54条の9第5項」に改め、同条第32号中「届出」を「届出（規則第33条の2の12第1項第2号に掲げる方法による場合に限る。）」に改め、同条第36号中「第35条第1項」を「第35条の2第1項」に、「合併」を「吸収合併又は規則第35条の5において読み替えて準用する同項の規定による医療法人の新設合併」に改め、同条第39号を次のように改める。

(39) 削除

第3条第42号を削る。

第4条中「別記様式第43号」を「別記様式第42号」に改める。

第5条第4項を削る。

別記様式第1号の2第18項の表中

診療用放射線照射器具		を
診療用放射線照射器具		
放射性同位元素装備診療機器		に改

め、同様式の備考第2項第6号中「第1条第1項第12号の2」を「第1条の14第1項第12号の2」に改める。

別記様式第3号の備考第1項第6号中「第21条第1項に」を「第21条各号に」に改める。

別記様式第3号の2の備考第1項第2号中「第21条の4第1項」を「第21条の4において準用する規則第21条第2号から第4号まで」に改める。

別記様式第5号第19項の表中

診療用放射線照射器具		を
診療用放射線照射器具		
放射性同位元素装備診療機器		に改

める。

別記様式第7号の3の備考第1項中「第1条の14第7項第4号から第6号まで」を「第1条の14第7項第3号及び第4号」に改める。

別記様式第11号の備考第9号中「第9条の19第1項」を「第9条の19第1項第1号」に改める。

別記様式第15号中「宿直医師免除許可申請書」を「宿直医師免除承認申請書」に、「許可される」を「承認される」に改め、同様式第5項を次のように改める。

5 医師が速やかに診療を行える体制の確保状況

連絡体制	
連絡を受ける医師の場所	

医師が適切な診療を行える状態の確保の有無	有 ・ 無
----------------------	-------

別記様式第15号の備考を次のように改める。

備考 医師が適切な診療を行える状態の確保の有無の欄が有の場合は、その事実が確認できる病院の規程等を添付すること。

別記様式第17号の備考第3号中「別記様式第43号」を「別記様式第42号」に改める。

別記様式第20号第8項の表及び別記様式第21号第7項の表中

放射性同位元素によつて汚染されるおそれのある部分の表面は平滑であり、気体又は液体が浸透しにくく腐食しにくい材料か。		適 ・ 否	を に改
放射性同位元素によつて汚染されるおそれのある部分の表面は平滑であり、気体又は液体が浸透しにくく腐食しにくい材料か。		適 ・ 否	
特別措置 病室に関する措置	出入口の付近に人がみだりに立ち入らないようにするための注意事項の掲示があるか。 内部の壁、床その他放射性同位元素によつて汚染されるおそれのある部分の表面を、放射性同位元素による汚染を除去しやすいもので覆っているか。	適 ・ 否 適 ・ 否	

める。

別記様式第22号第9項の表中

その他防護設備の概要			を に改
特別措置 病室に関する措置	出入口の付近に人がみだりに立ち入らないようにするための注意事項の掲示があるか。	適 ・ 否	
	内部の壁、床その他放射性同位元素によつて汚染されるおそれのある部分の表面を、放射性同位元素による汚染を除去しやすいもので覆っているか。	適 ・ 否	
	出入口の付近に放射性同位元素による汚染の検査に必要な放射線測定器、放射性同位元素による汚染の除去に必要な器材及び作業衣を備えているか。	適 ・ 否	
その他防護設備の概要			

め、同様式の備考第3項中「診療用放射性同位元素（陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）」を「診療用放射性同位元素等」に改める。

別記様式第24号の備考第1項第1号イ及びハ中「又は」を「及び」に改め、同項第2号中「又は診療用粒子線照射装置」を削り、同号イ及びハ中「又は」を「及び」に改め、同項第6号を削り、同項第5号口中「構造設備又は」を「構造設備及び」に改め、同号を同項第7号とし、同項第4号イ中「又は」を「及び」に改め、同号ハ中「構造設備又は」を「構造設備及び」に改め、同号ホ中「又は」を「及び」に改め、同号を同項第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 放射性同位元素装備診療機器に関する次の事項（この事項にあつては、放射線を人体に照射する機器を有する場合に限る。）

- イ 機器の製作者名、型式及び台数
- ロ 装備する放射性同位元素の種類及びベクレル単位をもつて表した数量
- ハ 使用室の放射線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要
- ニ 機器を使用する者の氏名及び放射線診療に関する経歴

別記様式第24号の備考第1項第3号イ中「又は」を「及び」に改め、同号ハ中「構造設備又は」を「構造設備及

び」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 診療用粒子線照射装置に関する次の事項

- イ 装置の製作者名、型式及び台数
- ロ 装置の定格出力
- ハ 装置、使用室の放射線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要
- ニ 装置を使用する者の氏名及び放射線診療に関する経歴

別記様式第24号の備考第3項中「(5)のロ又は(6)のハ」を「(5)のハ、(6)のハ又は(7)のロ」に改め、同備考第4項中「(5)のハ又は(6)のニ」を「(5)のニ、(6)のニ又は(7)のハ」に改める。

別記様式第26号の2の注書第2項中「第30条の4第2項第5号」を「第30条の4第2項第5号イからへまで」に改める。

別記様式第27号第3項中「)の名称」を「、介護医療院)の名称」に改め、同様式の備考第5号及び第11号中「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

別記様式第28号中「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」に改め、同様式第1項中「)の名称」を「、介護医療院)の名称」に改める。

別記様式第29号を削る。

別記様式第30号中「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」に改め、同様式第2項中「)の名称」を「、介護医療院)の名称」に改め、同様式を別記様式第29号とし、別記様式第31号の前に次の1様式を加える。
様式第30号

年 月 日

山形県知事 殿

所在地
名称及び代表者氏名

医師又は歯科医師でない理事を理事長とする認可申請書

下記のとおり医師（歯科医師）でない理事を理事長とすることについて認可されるよう申請します。

記

1 理事長就任予定者の住所及び氏名

住 所	
氏 名	

2 理事長を医師（歯科医師）でない理事のうちから選出する理由

備考 理事長就任予定者の就任承諾書及び履歴書を添付すること。

別記様式第31号の備考第3号イ及びロ中「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

別記様式第36号（その1）中「医療法人合併認可申請書」を「医療法人吸収合併認可申請書」に、「の合併」を「の吸収合併」に改め、同様式第1項中「合併後存続する医療法人」を「吸収合併存続医療法人」に改め、同様式第2項中「合併後解散する医療法人」を「吸収合併消滅医療法人」に改め、同様式の備考第1項中「一の医療法人が存続し、他の医療法人が解散することとなる合併」を「吸収合併」に改め、同備考第2項第1号中「合併しよう」を「吸収合併をしよう」に改め、同項第2号中「第57条第1項」を「第58条の2第1項」に改め、同項第3号中「合併契約書」を「吸収合併契約書」に改め、同項第4号中「合併」を「吸収合併」に改め、同項第5号中「合併後存続する医療法人」を「吸収合併存続医療法人」に改め、同号イ中「定款」を「吸収合併後の定款」に改め、同号ロ中「合併」を「吸収合併」に改め、同号ニ中「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

別記様式第36号（その2）中「医療法人合併認可申請書」を「医療法人新設合併認可申請書」に、「の合併」を「の新設合併」に改め、同様式第1項中「合併前の各医療法人」を「新設合併消滅医療法人」に改め、同様式第2項中「合併によつて設立する医療法人」を「新設合併設立医療法人」に改め、同様式の備考第1項中「新たな医療法人を設立することとなる合併」を「新設合併」に改め、同備考第2項第1号中「合併しよう」を「新設合併をしよう」に改め、同項第2号中「第57条第1項」を「第59条の2において読み替えて準用する法第58条の2第1項」に改め、同項第3号中「合併契約書」を「新設合併契約書」に改め、同項第4号を削り、同項第5号中「合併」を「新設合併」に改め、同号を同項第4号とし、同項第6号中「合併によつて設立する医療法人」を「新設合併設立医療法人」に改め、同号ニ中「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設又は介護医療院」に改め、同号を同項第5号とする。

別記様式第39号を次のように改める。

様式第39号 削除

別記様式第42号を削り、別記様式第43号を別記様式第42号とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正）

2 知事の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和41年9月県規則第70号）の一部を次のように改正する。

別表保健所長の項第1項第1号の6中「行つた」を「した」に、「立入検査」を「立入検査をさせること」に改め、同項第1号の7中「行つた」を「した」に改め、同項第15号中「立入検査させる」を「立入検査をさせる」に改め、同項第16号中「又は」を「若しくは」に、「対する物件の提出命令」を「対し物件の提出を命じ、又は当該職員に病院、診療所若しくは助産所に立入検査をさせること」に改める。

山形県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第21号

山形県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

山形県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年12月県規則第62号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和5年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

山形県訓令第3号

庁 中

出 先 機 関

山形県事務代決及び専決事務に関する規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県事務代決及び専決事務に関する規程等の一部を改正する訓令

（山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部改正）

第1条 山形県事務代決及び専決事務に関する規程（昭和28年12月県訓令第49号）の一部を次のように改正する。
別表第2 総務部の項総務厚生課の項臨時的任用職員及び非常勤職員に関すること。の項課長専決事項の欄第1項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（山形県職員服務規程の一部改正）

第2条 山形県職員服務規程（昭和37年4月県訓令第18号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改め、「で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第6条第1項第3号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（山形県職員被服貸与規程の一部改正）

第3条 山形県職員被服貸与規程（昭和38年4月県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

（山形県職員の人事に関する手続規程の一部改正）

第4条 山形県職員の人事に関する手続規程（昭和38年8月県訓令第52号）の一部を次のように改正する。

目次中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第2条第4号中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改め、「で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「及び」を「、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）及び」に改め、同条第7号中「再任用」を「定年前再任用及び暫定再任用」に改め、同条第11号中「及び再任用短時間勤務職員」を「、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員」に改め、同条第19号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に改め、同条中第25号を第27号とし、第22号から第24号までを2号ずつ繰り下げ、同条第21号中「再任用」を「定年前再任用」に、「定年退職した者等」を「年齢60年に達した日以後に退職した者」に、「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改め、同号を同条第22号とし、同号の次に次の1号を加える。

(23) 暫定再任用 定年退職した者等を、令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により職員に任用すること。

第2条第20号の次に次の1号を加える。

(21) 異動期間の延長 定年条例第9条第1項に規定する異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を、同条の規定により延長すること。

「第1節 常勤職員及び再任用短時間勤務職員等」を「第1節 常勤職員及び定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第9条第1項中「及び再任用短時間勤務職員」を「、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員」に、「本節」を「この節」に改める。

第22条の3の次に次の1条を加える。

（異動期間の延長）

第22条の3の2 内申権者は、所属職員について異動期間の延長を行う必要があると認める場合又は異動期間の延長の事由が消滅したと認める場合は、人事内申書に当該職員の同意書（別記様式第15号の4の2）を添えて内申しなければならない。

2 第10条第1項、第2項及び第5項並びに第11条第4項の規定は、異動期間の延長及び異動期間の延長事由の消滅による降任等の場合に準用する。

第22条の4の見出しを「（定年前再任用及び暫定再任用）」に改め、同条第1項中「再任用」を「定年前再任用及び暫定再任用」に改め、同条第2項中「再任用」を「暫定再任用」に改め、同条第3項中「再任用」を「定年前再任用及び暫定再任用」に改め、同条第4項中「再任用」を「暫定再任用」に改める。

別記様式第6号の注書第2項第1号の表中

「

2 降任

」を「

2 降任等

」に改め、同表第2項中、「の規定により降任する」を「（第28条の2第

1項本文）の規定により降任（転任）する」に改め、同表第21項中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に改め、同表第23項を次のように改める。

23 異動期間の延長	異動期間を延長する場合	山形県職員の定年等に関する条例第9条第○項の規定により○年○月○日まで異動期間を延長する	
	異動期間の期限を繰り上げる場合	異動期間の期限を○年○月○日に繰り上げる	

別記様式第6号の注書第2項第1号の表に次の2項を加える。

24 定年前再任用		山形県職員に定年前再任用する任期は○年○月○日までとする（職名）を命ずる 短時間勤務とする（週○時間○分勤務） （給料表名）○級に決定する 給料月額○円を給する	
25 暫定再任用	常勤職員	山形県職員に暫定再任用する任期は○年○月○日までとする（職名）を命ずる （給料表名）○級に決定する	
	暫定再任用短時間勤務職員	山形県職員に暫定再任用する任期は○年○月○日までとする（職名）を命ずる 短時間勤務とする（週○時間○分勤務） （給料表名）○級に決定する 給料月額○円を給する	

別記様式第7号の注書第2項の表第6項中「再任用」を「暫定再任用」に改める。

別記様式第15号の4の次に次の1様式を加える。

様式第15号の4の2

同 意 書	
<p>山形県職員の定年等に関する条例第9条第1項（第2項、第3項、第4項）の規定により、○年○月○日まで異動期間を延長される</p> <p>山形県職員の定年等に関する条例第9条第3項の規定により、特定管理監督職群の他の管理監督職に降任（転任）される</p>	<p>ことに同意します。</p>
年 月 日	
山形県知事 氏 名 殿	所 属 職 氏 名

別記様式第15号の5中「山形県職員の再任用に関する条例第3条」を「山形県職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例（令和4年12月県条例第36号）附則第3条第3項（附則第4条第3項（附則第5条第3項、附則第6条第3項）において準用する同条例附則第3条第3項）」に、「再任用」を「暫定再任用」に改める。

（職員の勤務時間に関する規程の一部改正）

第5条 職員の勤務時間に関する規程（昭和55年11月県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出し、同条第1項及び第3項並びに第8条第1項各号列記以外の部分及び同項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（山形県職員倫理規程の一部改正）

第6条 山形県職員倫理規程（平成19年10月県訓令第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の日から令和14年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の山形県事務代決及び専決事務に関する規程別表第2総務部の項総務厚生課の項臨時的任用職員及び非常勤職員に関すること。の項課長専決事項の欄第1項の規定の適用については、同項中「及び会計年度任用職員」とあるのは、「暫定再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員」とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）は、第2条の規定による改正後の山形県職員服務規程（以下この項において「新規程」という。）第1条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新規程の規定を適用する。

4 暫定再任用短時間勤務職員は、第5条の規定による改正後の職員の勤務時間に関する規程（以下この項において「新規程」という。）第6条第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新規程の規定を適用する。

山形県訓令第4号

庁 中
出 先 機 関

山形県職員日額旅費支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県職員日額旅費支給規程の一部を改正する訓令

山形県職員日額旅費支給規程（昭和33年5月県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号イ中「5,210円」を「5,900円」に改め、同号ロ中「5,600円」を「5,720円」に改め、同号ハ中「5,830円」を「5,610円」に改め、同条第2号ハ中「1,410円」を「1,560円」に改め、同号ニ中「1,430円」を「1,570円」に改め、同条第3号中「7,010円」を「8,270円」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

告 示

山形県告示第218号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和5年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
特定非営利活動法人 地域福祉共生会 米沢市林泉寺二丁目10番21号	グループホーム あおいつき 米沢市林泉寺二丁目10番19号	共同生活援助	令和5.4.1

山形県告示第219号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和5年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
特定非営利活動法人 支援センターなのはな畑 酒田市福山字貝ラケ8番地	グループホーム わとわ 酒田市砂越字谷地割138番の1	共同生活援助	令和5.4.1

山形県告示第220号

山形県信用保証協会保証料補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県信用保証協会保証料補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県信用保証協会保証料補給金交付規程（昭和40年4月県告示第341号）の一部を次のように改正する。

第2条表中

「事業承継特別保証制度（山形県商工業振興資金融資制度を利用するものに限る。）	10分の4	を
--	-------	---

「事業承継特別保証制度（山形県商工業振興資金融資制度を利用するものに限る。）	10分の4
--	-------

長期借換保証制度（山形県商工業振興資金融資制度を利用するものに限る。）	セーフティネット保証制度第1号から第4号までのいずれか又は第6号の認定を受けた場合	800分の345
	セーフティネット保証制度第5号、第7号又は第8号の認定を受けた場合	680分の275
スタートアップ創出促進保証制度（山形県商工業振興資金融資制度を利用するものに限る。）		12分の4

に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

山形県告示第221号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和5年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
最上郡戸沢村大字津谷、大字蔵岡及び大字神田地内
- 2 公共測量を実施した期間
令和4年7月11日から令和5年3月10日まで
- 3 作業の種類
公共測量（基準点測量）

山形県告示第222号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和5年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
最上郡真室川町大字川ノ内地内
- 2 公共測量を実施した期間
令和4年8月10日から令和5年3月10日まで
- 3 作業の種類
公共測量（基準点測量）

山形県告示第223号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和5年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
新庄市十日町地内
- 2 公共測量を実施した期間
令和4年8月10日から令和5年3月10日まで
- 3 作業の種類
公共測量（基準点測量）

山形県告示第224号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可し

た。

令和5年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称
伊佐沢土地改良区
 - 2 事務所の所在地
長井市上伊佐沢3060番地
 - 3 認可年月日
令和4年4月29日
-

山形県告示第225号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和5年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称
野川土地改良区
 - 2 事務所の所在地
長井市清水町二丁目14番40号
 - 3 認可年月日
令和4年5月9日
-

山形県告示第226号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和5年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称
井の下土地改良区
 - 2 事務所の所在地
西置賜郡小国町大字小国小坂町三丁目6番地
 - 3 認可年月日
令和4年10月26日
-

山形県告示第227号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和5年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称
野川土地改良区
 - 2 事務所の所在地
長井市清水町二丁目14番40号
 - 3 認可年月日
令和4年11月8日
-

山形県告示第228号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和5年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称
吉野川土地改良区
- 2 事務所の所在地
南陽市蒲生田1954-2
- 3 認可年月日
令和4年11月8日

山形県告示第229号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において令和5年3月31日から同年4月14日まで縦覧に供する。

令和5年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大江西川線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
西村山郡大江町大字沢口字杉な999番1から 同 向田25番1まで		旧	87.8メートル	メートル 372
			8.9	
西村山郡大江町大字沢口字杉な11番1から 同 向田46番1まで		旧	41.6メートル	メートル 341
			9.7	
同	上	新	41.6メートル 9.7	同 上

山形県告示第230号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において令和5年3月31日から同年4月14日まで縦覧に供する。

令和5年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長井大江線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
長井市あら町2501番1から 同 1293番1まで		旧	34.0メートル	メートル 38
			17.0	
同	上	新	34.0メートル 17.0	同 上

山形県告示第231号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において令和5年3月31日から同年4月14日まで縦覧に供する。

令和5年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長井飯豊線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
長井市館町南3819番1から		旧	18.5メートル	20メートル
同 四ツ谷二丁目3731番2まで			16.0	
同	上	新	18.5メートル	同上
			18.5	

山形県告示第232号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において令和5年3月31日から同年4月14日まで縦覧に供する。

令和5年3月31日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 椿長井線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
長井市あら町1298番23から		旧	31.5メートル	13メートル
同 1293番4まで			17.0	
同	上	新	27.0メートル	10メートル
			17.0	

山形県告示第233号

平成19年3月県告示第304号（山形県港湾施設の概要）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行する。

なお、関係図面は、県土整備部空港港湾課及び山形県港湾事務所において縦覧に供する。

令和5年3月31日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 酒田港(1)第1酒田プレジャーボートスポット及び第2酒田プレジャーボートスポット以外の港湾施設の項の表

水域施設Aの項中

300×1,422	-13.0	を	330×1,104	-14.0	に、
558,152	を	80,685	に、	179,925	を
23,338	に、				
	袖岡船だまり	8-4	35,200	-3.0	を

	袖岡船だまり	8-4	35,200	-3.0
	北港-14.0m航路泊地	9-1	754,028	-14.0

に

改め、同表船舶役務用施設Iの項中

-6	4
----	---

を

-6	3
----	---

に改め、同表港湾管理施設Nの項中

第1船だまりオイルフェンス格納庫	2-2	16.2平方メートル	
袖岡ふ頭オイルフェンス格納庫	-3	23.86	

を

袖岡ふ頭オイルフェンス格納庫	2-3	23.86	
----------------	-----	-------	--

に改める。

3 鼠ヶ関港(2)鼠ヶ関マリーナの港湾施設の項の表係留施設Cの項中

49メートル 上下架クレーン 1基

を

49メートル

に改め、「ウインチ 1基」を削る。

教育委員会関係

規 則

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

山形県教育委員会
教育長 高橋 広 樹

山形県教育委員会規則第4号

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則の一部を改正する規則

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則（昭和31年11月県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第13号中「決定並びに免許状の有効期間の更新及び延長等」を「決定等」に改め、同条第15号中「及び登録の取消し」を「、登録の取消し及び登録の審査の基準の制定又は改廃」に、「及び指定の取消し」を「、指定の取消し及び指定の審査の基準の制定又は改廃」に改め、同条第23号中「個人情報」を「保有個人情報」に改める。

第4条第1項第3号中「決定並びに免許状の有効期間の更新及び延長等」を「決定等」に改め、同項第14号中「個人情報」を「保有個人情報」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

山形県教育委員会職員被服貸与規程等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

山形県教育委員会
教育長 高橋 広 樹

山形県教育委員会規則第5号

山形県教育委員会職員被服貸与規程等の一部を改正する規則

(山形県教育委員会職員被服貸与規程の一部改正)

第1条 山形県教育委員会職員被服貸与規程（昭和38年5月県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(山形県教育職員の長期研修に関する規則の一部改正)

第2条 山形県教育職員の長期研修に関する規則（昭和53年4月県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中「（常勤の者に限る。）」を削り、「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者」を「臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員」に改める。

(山形県教員の大学院における研修に関する規則の一部改正)

第3条 山形県教員の大学院における研修に関する規則（昭和56年4月県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中「（常勤の者に限る。）」を削り、「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者」を「臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員」に改める。

(指導改善研修に関する規則の一部改正)

第4条 指導改善研修に関する規則（平成20年3月県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された者（以下「再任用職員」という。）を除く。）」を削り、「再任用職員、非常勤職員及び臨時的に任用された職員」を「いずれも臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

訓 令

山形県教育委員会訓令第1号

庁 中
教 育 機 関

山形県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

山 形 県 教 育 委 員 会
教 育 長 高 橋 広 樹

山形県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令

山形県教育委員会公印規程（昭和38年8月県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第4号中「個人情報」を「保有個人情報」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

山形県教育委員会訓令第2号

庁 中
教 育 機 関

山形県教育委員会職員服務規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

山 形 県 教 育 委 員 会
教 育 長 高 橋 広 樹

山形県教育委員会職員服務規程等の一部を改正する訓令

(山形県教育委員会職員服務規程の一部改正)

- 第1条 山形県教育委員会職員服務規程（昭和43年7月県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。
- 第1条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改め、「で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。
- 第6条第1項第3号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。
（山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程の一部改正）
- 第2条 山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程（昭和51年10月県教育委員会訓令第7号）の一部を次のように改正する。
- 目次中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。
- 第2条第5号中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改め、「で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」という。）を「定年前再任用短時間勤務職員」という。）、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）に改め、同条第8号中「再任用」を「定年前再任用及び暫定再任用」に改め、同条第21号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に改め、同条中第27号を第29号とし、第24号から第26号までを2号ずつ繰り下げ、同条第23号中「再任用」を「定年前再任用」に、「定年退職した者等」を「年齢60年に達した日以後に退職した者」に、「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改め、同号を同条第24号とし、同号の次に次の1号を加える。
- (25) 暫定再任用 定年退職した者等を、令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により職員又は学校職員に任用することをいう。
- 第2条第22号の次に次の1号を加える。
- (23) 異動期間の延長 定年条例第9条第1項に規定する異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を、同条の規定により延長することをいう。
- 「第1節 常勤職員及び再任用短時間勤務職員等」を「第1節 常勤職員及び定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。
- 第8条第1項中「及び再任用短時間勤務職員」を「、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員」に改める。
- 第21条の3の次に次の1条を加える。
（異動期間の延長）
- 第21条の3の2 所属長は、所属職員について異動期間の延長を行う必要があると認める場合又は異動期間の延長の事由が消滅したと認める場合は、人事内申書に当該職員の同意書（別記様式第22号の4の2）を添えて内申しなければならない。
- 2 第9条第1項及び第2項並びに第10条第3項の規定は、異動期間の延長及び異動期間の延長事由の消滅による降任等の場合に準用する。
- 第21条の4の見出しを「（定年前再任用及び暫定再任用）」に改め、同条第1項中「再任用」を「定年前再任用及び暫定再任用」に改め、同条第2項中「再任用」を「暫定再任用」に改め、同条第3項中「再任用」を「定年前再任用及び暫定再任用」に改め、同条第4項中「再任用」を「暫定再任用」に改める。
- 別記様式第1号（乙）の注書第1項中「又は再任用短時間勤務職員」を削り、「退職、」を「退職、勤務延長、異動期間の延長、定年前再任用及び暫定再任用並びに」に改める。

別記様式第5号の注書第3項第1号の表第2項中

「

2 降任

」を「

2 降任等

」に改め、同表第2項中、「の規定により降任する」を「(第28条の2第1項

本文)の規定により降任(転任)する」に改め、同表第21項中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に改め、同表第23項を次のように改める。

23 異動期間の延長	異動期間を延長する場合	山形県職員の定年等に関する条例第9条第○項の規定により○年○月○日まで異動期間を延長する	
	異動期間の期限を繰り上げる場合	異動期間の期限を○年○月○日に繰り上げる	

別記様式第5号の注書第3項第1号の表に次の2項を加える。

24 定年前再任用		山形県教育委員会(身分)に定年前再任用する 任期は○年○月○日までとする (職名)を命ずる 短時間勤務とする(週○時間○分勤務) (給料表名)○級に決定する 給料月額○円を給する	
25 暫定再任用	常勤職員	山形県教育委員会(身分)に暫定再任用する 任期は○年○月○日までとする (職名)を命ずる (給料表名)○級に決定する	
	暫定再任用短時間勤務職員	山形県教育委員会(身分)に暫定再任用する 任期は○年○月○日までとする (職名)を命ずる 短時間勤務とする(週○時間○分勤務) (給料表名)○級に決定する 給料月額○円を給する	

別記様式第6号の注書第2項の表第7項中「再任用」を「暫定再任用」に改める。

別記様式第22号の4の次に次の1様式を加える。

様式第22号の4の2

同 意 書

山形県職員の定年等に関する条例第9条第1項（第2項、第3項、第4項）の規定により、○年○月○日まで異動期間を延長される

山形県職員の定年等に関する条例第9条第3項の規定により、特定管理監督職群の他の管理監督職に降任（転任）される

ことに同意します。

年 月 日

山形県教育委員会 殿

所 属 職 氏 名

別記様式第22号の5中「山形県職員の再任用に関する条例第3条」を「山形県職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例（令和4年12月県条例第36号）附則第3条第3項（附則第4条第3項（附則第5条第3項、附則第6条第3項）において準用する同条例附則第3条第3項）」に、「再任用」を「暫定再任用」に改める。

（山形県立学校職員服務規程の一部改正）

第3条 山形県立学校職員服務規程（平成2年3月県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に、「で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を「（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」に改める。

附則第2項中「地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）は、第1条の規定による改正後の山形県教育委員会職員服務規程（以下この項において「新規程」という。）第1条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新規程の規定を適用する。
- 3 暫定再任用短時間勤務職員は、第3条の規定による改正後の山形県立学校職員服務規程（以下この項において「新規程」という。）第1条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新規程の規定を適用する。

山形県教育委員会訓令第3号

庁 中
教 育 機 関

山形県教育委員会職員倫理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

山 形 県 教 育 委 員 会
教 育 長 高 橋 広 樹

山形県教育委員会職員倫理規程の一部を改正する訓令

山形県教育委員会職員倫理規程（平成19年11月県教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「同法第22条の4第1項」に改める。

第8条中「山形県個人情報保護条例（平成12年10月県条例第62号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に、「同条例第2条第1号」を「同法第2条第1項」に、「き損する」を「毀損する」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

企業局関係

規 程

山形県企業管理規程第2号

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

山形県企業管理者 沼 澤 好 徳

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程（昭和29年2月県電気事業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第2条の3第2項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第9条第1号ロ中「（山形県職員等の給与に関する条例第26条の規定に該当する職員を除く。）」を削る。

附 則

- この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された企業局の企業職員は、改正後の山形県企業局職員の給与の支給に関する規程（以下「新規規程」という。）第2条の3第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新規規程の規定を適用する。

山形県企業管理規程第3号

山形県企業局就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

山形県企業管理者 沼 澤 好 徳

山形県企業局就業規程の一部を改正する規程

山形県企業局就業規程（昭和43年4月県企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第9条第1項中「（再任用短時間勤務職員を除く。）」を削り、同条第3項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に、「短時間勤務職員（）」を「職員（）」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第5項中「（再任用短時間勤務職員を除く。）」を削る。

第40条第1項第3号ロ中「再任用職員（地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）又は任期付短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改め、同項第4号中「再任用職員」を「短時間勤務職員」に改める。

第40条の2第1項第2号中「、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」を「及び短時間勤務職員」に改める。

附 則

（施行期日）

- この規程は、令和5年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2

項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された企業局の企業職員をいう。以下同じ。）（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）は、改正後の山形県企業局就業規程（以下「新規程」という。）第1条に規定する短時間勤務職員とみなして、新規程第40条第1項第3号及び第4号の規定を適用する。

- 3 暫定再任用短時間勤務職員は、新規程第9条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新規程の規定を適用する。

山形県企業管理規程第4号

山形県企業局職員倫理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

山形県企業管理者 沼澤好徳

山形県企業局職員倫理規程の一部を改正する規程

山形県企業局職員倫理規程（平成19年11月県企業管理規程第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第8条中「山形県個人情報保護条例（平成12年10月県条例第62号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に、「同条例第2条第1号」を「同法第2条第1項」に、「き損する」を「毀損する」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

山形県企業管理規程第5号

山形県企業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

山形県企業管理者 沼澤好徳

山形県企業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程

山形県企業局職員の人事に関する手続規程（平成22年3月県企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第2条第3号中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改め、「で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「及び」を「、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）及び」に改め、同条第6号中「再任用」を「定年前再任用及び暫定再任用」に改め、同条第18号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に改め、同条第19号中「」第4条」を「。以下「定年条例」という。）第4条」に改め、同条中第24号を第26号とし、第21号から第23号までを2号ずつ繰り下げ、同条第20号中「再任用」を「定年前再任用」に、「定年退職した者等」を「年齢60年に達した日以後に退職した者」に、「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改め、同号を同条第21号とし、同号の次に次の1号を加える。

(22) 暫定再任用 定年退職した者等を、令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により職員に任用すること。

第2条第19号の次に次の1号を加える。

(20) 異動期間の延長 定年条例第9条第1項に規定する異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を、同条の規定により延長すること。

「第1節 常勤職員及び再任用短時間勤務職員等」を「第1節 常勤職員及び定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第8条第1項中「及び再任用短時間勤務職員」を「、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員」に改める。

第22条の次に次の1条を加える。

（異動期間の延長）

第22条の2 所属長は、所属職員について異動期間の延長を行う必要があると認める場合又は異動期間の延長の事由が消滅したと認める場合は、人事内申書に当該職員の同意書（別記様式第22号の2）を添えて内申しなければならない。

2 第9条第1項及び第2項並びに第10条第4項の規定は、異動期間の延長及び異動期間の延長事由の消滅による降任等の場合に準用する。

第23条の見出しを「（定年前再任用及び暫定再任用）」に改め、同条第1項中「再任用」を「定年前再任用及び暫定再任用」に改め、同条第2項中「再任用」を「暫定再任用」に改め、同条第3項中「再任用」を「定年前再任用及び暫定再任用」に改め、同条第4項中「再任用」を「暫定再任用」に改める。

別記様式第6号の注書第2項第1号の表中

「 2 降任 」	を	「 2 降任等 」	に改め、同表第2項中「の規定」を「（第28条の2第1項本文）の規定」
-------------	---	--------------	------------------------------------

に、「降任する」を「降任（転任）する」に改め、同表第21項中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に改め、同表第23項を次のように改める。

23 異動期間の延長	異動期間を延長する場合	山形県職員の定年等に関する条例第9条第○項の規定により○年○月○日まで異動期間を延長する	
	異動期間の期限を繰り上げる場合	異動期間の期限を○年○月○日に繰り上げる	

別記様式第6号の注書第2項第1号の表に次の2項を加える。

24 定年前再任用		山形県企業局職員に定年前再任用する 任期は○年○月○日までとする （職名）を命ずる 短時間勤務とする（週○時間○分勤務） （給料表名）○級に決定する 給料月額○円を給する	
25 暫定再任用	常勤職員	山形県企業局職員に暫定再任用する 任期は○年○月○日までとする （職名）を命ずる （給料表名）○級に決定する	
	暫定再任用短時間勤務職員	山形県企業局職員に暫定再任用する 任期は○年○月○日までとする （職名）を命ずる 短時間勤務とする（週○時間○分勤務） （給料表名）○級に決定する 給料月額○円を給する	

別記様式第7号の注書第2項の表第6項中「再任用」を「暫定再任用」に改める。

別記様式第22号の次に次の1様式を加える。

様式第22号の2

同 意 書	
<p>山形県職員の定年等に関する条例第9条第1項（第2項、第3項、第4項）の規定により、○年○月○日まで異動期間を延長される</p> <p>山形県職員の定年等に関する条例第9条第3項の規定により、特定管理監督職群の他の管理監督職に降任（転任）される</p>	<p>） ことに同意します。</p>
年 月 日	
山形県企業管理者 氏 名 殿	所 属 職 氏 名

別記様式第23号中「山形県職員の再任用に関する条例第3条」を「山形県職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例（令和4年12月県条例第36号）附則第3条第3項（附則第4条第3項（附則第5条第3項、附則第6条第3項）において準用する同条例附則第3条第3項）」に、「再任用」を「暫定再任用」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

告 示

山形県企業告示第3号

山形県駐車場管理条例（平成2年3月県条例第15号）第8条第2項の規定により、山形県営駐車場の出入口の閉鎖時間を次のとおり承認した。

令和5年3月31日

山形県企業管理者 沼 澤 好 徳

- 1 出入口の閉鎖時間
午後10時30分から翌日の午前7時まで
- 2 適用期間
令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

山形県企業告示第4号

山形県駐車場管理条例（平成2年3月県条例第15号）第10条第2項の規定により、山形県営駐車場の利用料金を次のとおり承認した。

令和5年3月31日

山形県企業管理者 沼 澤 好 徳

1 利用料金

区 分		料 金
一般の利用者		250円に1時間を超える時間30分までごとに100円（利用の時間が午後10時を超える場合にあっては、午後9時30分から翌日の午前8時までの利用1回につき500円）を加算した額
遊学館等を 利用する者	図書館等又は県が主催する講座及び研修（生涯学習に関するものに限る。）の参加者	講座及び研修に要した時間（当該時間が4時間を超える場合は、4時間とする。）を超える時間30分までごとに100円（利用の時間が午後10時を超える場合にあっては、午後9時30分から翌日の午前8時までの利用1回につき500円）
	上記以外の者	遊学館等の利用に要した時間（当該時間が2時間を超える場合は、2時間とする。）を超える時間30分までごとに100円（利用の時間が午後10時を超える場合にあっては、午後9時30分から翌日の午前8時までの利用1回につき500円）

備考

- (1) この表において「遊学館等」とは、遊学館（山形県立図書館、山形県生涯学習センター及び山形県男女共同参画センターを含む施設をいう。）及び山形県緑町庭園文化学習施設をいう。
- (2) この表において「図書館等」とは、山形県立図書館、山形県生涯学習センター及び山形県男女共同参画センターをいう。

2 適用期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

病院事業局関係

規 程

山形県病院事業管理規程第4号

山形県病院事業局就業規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

山形県病院事業管理者 大 澤 賢 史

山形県病院事業局就業規程等の一部を改正する規程

（山形県病院事業局就業規程の一部改正）

第1条 山形県病院事業局就業規程（平成15年3月県病院事業管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

第9条第3項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改め、「（以下「再任用職員」という。）で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第8項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第43条第1項第3号ロ及び同項第4号中「再任用職員又は任期付短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改める。

（山形県病院事業局職員の人事に関する手続規程の一部改正）

第2条 山形県病院事業局職員の人事に関する手続規程（平成15年3月県病院事業管理規程第18号）の一部を次のように改正する。

目次中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第2条第3号中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改め、「で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「及び」を「、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）及び」に改め、同条第6号中「再任用」を「定年前再任用及び暫定再任用」に改め、同条第18号中「第28条の2第

1項」を「第28条の6第1項」に改め、同条第19号中「」第4条」を「。以下「定年条例」という。）第4条」に改め、同条第20号を次のように改める。

(20) 異動期間の延長 定年条例第9条第1項に規定する異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を、同条の規定により延長すること。

第2条中第24号を第26号とし、第21号から第23号までを2号ずつ繰り下げ、同条第20号の次に次の2号を加える。

(21) 定年前再任用 年齢60年に達した日以後に退職した者を、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により職員に任用すること。

(22) 暫定再任用 定年退職した者等を、令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により職員に任用すること。

第2章第1節の節名中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第8条第1項中「第22条第1項」を「第22条の2第1項」に、「及び再任用短時間勤務職員」を「、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員（令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員）」に改める。

第23条の次に次の1条を加える。

（異動期間の延長）

第23条の2 所属長は、所属職員について異動期間の延長を行う必要があると認める場合又は異動期間の延長の事由が消滅したと認める場合は、人事内申書に当該職員の同意書（別記様式第27号の2）を添えて内申しなければならない。

2 第9条第1項及び第2項並びに第10条第4項の規定は、異動期間の延長及び異動期間の延長事由の消滅による降任等の場合に準用する。

第24条の見出しを「（定年前再任用及び暫定再任用）」に改め、同条第1項中「再任用」を「定年前再任用及び暫定再任用」に改め、同条第2項中「再任用」を「暫定再任用」に改め、同条第3項中「再任用」を「定年前再任用及び暫定再任用」に改め、同条第4項中「再任用」を「暫定再任用」に改める。

別記様式第5号の注書第2項第1号の表中

2 降任	を	2 降任等	に改め、同表第2項中「の規定」を「（第28条の2第1項本文）の規定」
------	---	-------	------------------------------------

に、「降任する」を「降任（転任）する」に改め、同表第21項中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に改め、同表第23項を次のように改める。

23	異動期間の延長	異動期間を延長する場合	山形県職員の定年等に関する条例第9条第○項の規定により○年○月○日まで異動期間を延長する
		異動期間の期限を繰り上げる場合	異動期間の期限を○年○月○日に繰り上げる

別記様式第5号の注書第2項第1号の表に次の2項を加える。

24	定年前再任用	山形県病院事業局職員に定年前再任用する 任期は〇年〇月〇日までとする (職名)を命ずる 短時間勤務とする(週〇時間〇分勤務) (給料表名)〇級に決定する 給料月額〇円を給する	
25	暫定再任用	山形県病院事業局職員に暫定再任用する 任期は〇年〇月〇日までとする (職名)を命ずる (給料表名)〇級に決定する	
	暫定再任用短時間勤務職員	山形県病院事業局職員に暫定再任用する 任期は〇年〇月〇日までとする (職名)を命ずる 短時間勤務とする(週〇時間〇分勤務) (給料表名)〇級に決定する 給料月額〇円を給する	

別記様式第6号の注書第2項の表第6項中「再任用」を「暫定再任用」に改める。

別記様式第27号の次に次の1様式を加える。

様式第27号の2

同 意 書	
山形県職員の定年等に関する条例第9条第1項(第2項、第3項、第4項)の規定により、〇年〇月〇日まで異動期間を延長される 山形県職員の定年等に関する条例第9条第3項の規定により、特定管理監督職群の他の管理監督職に降任(転任)される	} ことに同意します。
年 月 日	
山形県病院事業管理者 殿	
所 属 職 氏 名	

別記様式第28号中「山形県職員の再任用に関する条例第3条」を「山形県職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例(令和4年12月県条例第36号)附則第3条第3項(附則第4条第3項(附則第5条第3項、附則第6条第3項)において準用する同条例附則第3条第3項)」に、「再任用」を「暫定再任用」に改める。

(山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部改正)

第3条 山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程(平成15年3月県病院事業管理規程第19号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第7条第2項を次のように改める。

- 2 職員（次項に掲げる職員を除く。）の給料の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第3の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。

第7条に次の3項を加える。

- 3 次の各号に掲げる職員の給料の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第3の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額に、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

(1) 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）山形県病院事業局就業規程（平成15年3月県病院事業管理規程第17号。以下「就業規程」という。）第9条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する職員の勤務時間で除して得た数

(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第1項に規定する育児短時間勤務（育児休業法第17条の規定による短時間勤務を含む。）をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）就業規程第9条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する職員の勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）

(3) 育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）就業規程第9条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する職員の勤務時間で除して得た数（以下「任期付算出率」という。）

- 4 前2項に規定する調整基本額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が給料月額（前項各号に掲げる職員にあっては、その者に適用される給料表並びにその職務の級及び号給に応じた額。以下この項において同じ。）の100分の4.5を超えるときは、給料月額の100分の4.5に相当する額）とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続。以下「給与規則」という。）別表第9の2（技能労務職員にあっては、技労規則別表第6）に掲げる額

(2) 次号に掲げる職員以外の前項第1号に掲げる職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた給与規則別表第9の3（技能労務職員にあっては、技労規則別表第6の2）に掲げる額

(3) 規模の大きい病院の困難な業務を所掌する看護部長の職務に従事する職員 12,500円（前項第1号に掲げる職員にあっては、11,300円）

- 5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、これらの規定による給料の調整額が給料月額の100分の25を超えるときは、給料月額の100分の25に相当する額を給料の調整額とする。

第7条の次に次の1項を加える。

（端数計算）

第7条の2 前条第2項、第3項及び第5項の規定による給料の調整額並びに同条第4項に規定する調整基本額に1円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもって、これらの規定の額とする。

第8条第2項及び第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第24条第1号ロ中「（県給与条例第26条の規定に該当する職員を除く。）」を削る。

附則第19項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

別表第1の再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額						
	円 240,100	円 260,900	円 268,000	円 278,500	円 295,100	円 332,800	円 378,200	円

（山形県病院事業局職員倫理規程の一部改正）

第4条 山形県病院事業局職員倫理規程（平成19年11月県病院事業管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

（山形県病院事業局就業規程の一部改正に伴う経過措置）

2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された病院事業局の企業職員をいう。以下同じ。）（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）は、改正後の山形県病院事業局就業規程（以下この項及び次項において「新規程」という。）第9条第8項に規定する短時間勤務職員とみなして、新規程第43条第1項第3号及び第4号の規定を適用する。

3 暫定再任用短時間勤務職員は、新規程第9条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新規程の規定を適用する。

（山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部改正に伴う経過措置）

4 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）は、改正後の給与規程（以下「新規程」という。）第7条第3項第1号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新規程第7条第4項の規定を適用する。

5 山形県病院事業局職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成14年12月県条例第65号。以下「給与条例」という。）第4条の規定により給料の調整を行う職（次項において「給料の調整額適用職」という。）を占める令和3年改正法附則第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項又は第7条第1項の規定により採用された職員（次項において「特定暫定再任用職員」という。）のうち、当該職に係る山形県職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例（令和4年12月県条例第36号。以下「改正条例」という。）第1条の規定による改正前の山形県職員の定年等に関する条例（昭和58年12月県条例第31号）第3条に規定する年齢に達した日がこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日以前である職員であつて、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなるものには、新規程第7条及び第7条の2並びに前項の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額（暫定再任用短時間勤務職員にあつてはその額に新規程第7条第3項第1号に定める数を、同項第2号に掲げる職員にあつてはその額に同号に定める数をそれぞれ乗じて得た額）（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料の調整額として支給する。ただし、これらの額の合計が給料月額100分の25を超えるときは、給料月額100分の25に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料の調整額として支給する。

6 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

（1）施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧再任用職員（施行日前に令和3年改正法による改正前の地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項において同じ。）であつた職員であつて、施行日において引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員となり、かつ、施行日から引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員（第3号に掲げる職員を除く。） 施行日の前日にその者に適用されていた調整基本額

（2）施行日以後に新たに給料の調整額適用職を占めることとなった特定暫定再任用職員（次号に掲げる職員を除く。） 施行日の前日に給料の調整額適用職を占める旧再任用職員になったとした場合に改正条例第17条の規定による改正前の給与条例（以下「旧給与条例」という。）、改正前の山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程（以下「旧規程」という。）等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎として旧規程第7条第2項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

（3）施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなった特定暫定再任用職員（給料の調整額適用職以外の職を占める職員として次に掲げる場合に該当することとなった日以後に新たに給料の調整額適用職を占める職員となったものを含む。） 施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧再任用職員になったとし、かつ、同日に当該場合に該当することとなったとした場合（次に掲げる場合に2回以上該当することとなった場合にあっては、同日において次に掲げる場合に順次該当することとなったとした場合）に、旧給与条例、旧規程等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎として旧規程第7条第2項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

イ 給料表の適用を異にする異動をした場合

ロ 職員の職務の級を施行日の前日にその者に適用されていた職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に

変更した場合（同日に旧再任用職員でなかった者にあつては同日に旧再任用職員になったとした場合に、同日後にイに掲げる場合に該当した者にあつては同日にイに掲げる場合に該当することとなったとした場合に、それぞれ旧給与条例、旧規程等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合）

- 7 暫定再任用職員に支給する管理職手当の額は、病院事業管理者が定める額とする。
- 8 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新規程第7条第3項及び第4項並びに附則第19項の規定を適用する。

公 告

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和5年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃						摘要	
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 104,000円 以下の者	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者	収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者	収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者		
県営五十鈴ア パート1号	山形市大野目二 丁目2-52	3K	51.2	1	一般用	14,400 円	16,700 円	19,100 円	21,500 円	24,600 円	26,300 円	3月分 の家賃 に相当 する額	
同 南山形ア パート1号	同 南松原一 丁目9-5	2DK	49.6	2	特定目的用 (高齢・障が い者等用)	17,600	20,300	23,300	26,300	30,000	34,600	同	同
同 2号	同	3DK	63.1	1	同	22,400	25,900	29,600	33,400	38,200	44,100	同	同
同	同	同	63.1	3	一般用	22,400	25,900	29,600	33,400	38,200	44,100		
同 3号	同 9-6	同	64.8	1	同	23,400	27,000	30,800	34,800	39,700	45,900	同	同
同 4号	同 9-1	1LDK	39.9	14	同	14,000	16,200	18,500	20,900	23,900	27,600	同	同
同 5号	同 9-6	2DK	51.3	1	特定目的用 (高齢・障が い者等用)	18,500	21,300	24,400	27,500	31,500	36,300	同	同
同 桜町アパー ト1号	同 桜町四丁 目12-16	2LDK	57.1	1	一般用	19,000	21,900	25,100	28,300	32,300	37,300		
同 宮町アパー ト3号	同 宮町二丁 目8-28	3DK	62.6	1	同	20,900	24,100	27,600	31,100	35,600	41,100		
同	同	同	64.2	1	同	21,400	24,800	28,300	31,900	36,500	42,100		
同 4号	同 8-32	同	62.6	1	同	21,200	24,500	28,000	31,600	36,100	41,700		
同 深町アパー ト3号	同 深町一丁 目7-27	同	62.6	1	同	21,800	25,200	28,800	32,500	37,100	42,900		
同 4号	同 7-34	同	62.6	1	同	22,100	25,500	29,200	33,000	37,700	43,500		
同 あたごア パート	同 小白川町 五丁目27-15	3LDK	71.9	1	同	28,300	32,700	37,400	42,200	48,200	55,600		

同 東山住宅	同 大字十文字6106	2 LDK	70.9	1	特定目的用 (身障者用)	25,900	29,900	34,200	38,600	44,100	50,900	单身可
同	同	2DK	61.5	1	同	22,500	25,900	29,700	33,500	38,200	44,100	同
同 土屋倉了 アパート1号	同 上山市美咲町二 丁目3	3DK	51.8	1	一般用	12,400	14,300	16,400	18,500	21,100	24,400	
同 2号	同	同	51.8	1	同	12,500	14,500	16,600	18,700	21,400	24,700	
同 鷹ヶ袋ア パート1号	同 旭町二丁 目7-1	同	54.6	2	同	13,200	15,200	17,400	19,600	22,400	25,900	
同 2号	同	同	55.7	1	同	13,700	15,800	18,000	20,400	23,300	26,900	单身可
同 長清水ア パート1号	同 長清水一 丁目10-11	同	69.4	1	同	22,000	25,400	29,100	32,800	37,500	43,300	
同 5号	同	同	67.7	1	特定目的用 (高齢・障がい者等用)	21,500	24,800	28,400	32,000	36,600	42,200	单身可
同 7号	同	同	70.1	1	一般用	22,300	25,700	29,400	33,200	37,900	43,700	
同 長岡アパー ト1号	同 天童市中里一丁 目2-1	同	75.9	1	同	26,700	30,900	35,300	39,800	45,500	52,500	
同 交り江ア パート1号	同 交り江五 丁目10-1	同	62.8	1	同	17,100	19,700	22,500	25,400	29,000	33,500	
同 2号	同	同	62.8	1	同	17,100	19,700	22,500	25,400	29,000	33,500	单身可
同 天童駅西ア パート1号	同 駅西二丁 目2-27	同	61.0	1	同	17,900	20,700	23,600	26,700	30,500	35,200	同
同 天童駅南ア パート1号	同 田鶴町四 丁目18-17	同	66.5	1	同	22,900	26,400	30,200	34,100	38,900	44,900	
同 近江アパー ト1号	同 東村山郡山辺町 近江1-1	同	62.6	1	同	18,500	21,300	24,400	27,500	31,400	36,300	
同	同	同	64.2	1	同	18,900	21,900	25,000	28,200	32,200	37,200	

同	同	同	64.2	1	同	19,300	22,200	25,400	28,700	32,800	37,900		
同 大石田ア パート	同	北村山郡大石田 町大字大石田甲 623-157	59.4	1	同	14,100	16,300	18,600	21,000	24,000	27,700	单身可	

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 入居者又は同居親族に給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する者がある場合には、その給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する者1人につき 100,000円（その者の所得金額が100,000円未満である場合には、当該所得金額）
- (2) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき380,000円
- (3) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (4) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (5) 入居者又は(2)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (6) 入居者又は同居親族に所得税法第2条第1項第30号に規定する寡婦がある場合には、その寡婦1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）
- (7) 入居者又は同居親族にひとり親がある場合には、そのひとり親1人につき 350,000円（その者の所得金額が350,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

(ニ) 同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

(1) 募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

- (2) 募集の区分欄に「特定目的用（身障者用）」とあるのは、身体障がい者世帯から選考する。
- (3) 募集の区分欄に「特定目的用（高齢・障がい者等用）」とあるのは、高齢者世帯、身体障がい者世帯、精神障がい者世帯、知的障がい者世帯、戦傷病者世帯、原子爆弾被爆者世帯、生活保護世帯、中国残留邦人世帯、海外引揚者世帯、ハンセン病療養所入所者世帯、配偶者暴力被害者世帯から選考する。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 令和5年4月17日から同月21日までの午前9時から午後4時30分まで
ただし、郵送の場合は、令和5年4月21日までの消印のあるものに限り有効とする。
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先
山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル22階
山形県すまい情報センター

5 入居の時期 令和5年7月1日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新庄病院改築整備 生理検査システム更新等業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和5年3月31日

山形県立新庄病院長 八 戸 茂 美

1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院C棟3階会議室
- (2) 日時 令和5年5月12日（金）午前10時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 新庄病院改築整備 生理検査システム更新等業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和6年3月31日まで
- (4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 令和5年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和5年1月27日付け県公報第374号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等 新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院事務部医事経営相談課情報企画係

電話番号0233（22）5525

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登録されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書及び2の(1)の役務の仕様適合するものとして作成した応札に係る役務の仕様書（以下「応札役務仕様書」という。）を令和5年4月14日（金）午後5時までに、競争入札参加資格者名簿に登録されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書及び応札役務仕様書を令和5年4月7日（金）午後5時までに山形県立新庄病院事務部医事経営相談課情報企画係に提出すること。
- (2) (1)により提出された応札役務仕様書については、2の(1)の役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札役務仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、個人情報の保護に関する定め並びに再委託の禁止に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札及び契約は、山形県立新庄病院の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (5) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Physiological function test System Update Service: 1 set
- (2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. May 12, 2023
- (3) Contact point for the notice: Medical Affairs, Administration & Consulting Division, Yamagata Prefectural Shinjo Hospital, 12-55 Wakaba-cho, Shinjo-shi, Yamagata-ken 996-0025 Japan TEL 0233(22)5525

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新庄病院改築整備 臨床検査システム更新等業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和5年3月31日

山形県立新庄病院長 八 戸 茂 美

1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院C棟3階会議室
- (2) 日時 令和5年5月12日（金）午前10時15分

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 新庄病院改築整備 臨床検査システム更新等業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和6年3月31日まで

(4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 令和5年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和5年1月27日付け県公報第374号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等
新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院事務部医事経営相談課情報企画係
電話番号0233（22）5525

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登録されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書及び2の(1)の役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る役務の仕様書（以下「応札役務仕様書」という。）を令和5年4月14日（金）午後5時までに、競争入札参加資格者名簿に登録されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書及び応札役務仕様書を令和5年4月7日（金）午後5時までに山形県立新庄病院事務部医事経営相談課情報企画係に提出すること。

(2) (1)により提出された応札役務仕様書については、2の(1)の役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札役務仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。

(3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約

解除及び賠償に関する定め、個人情報の保護に関する定め並びに再委託の禁止に関する定めを設けるものとする。

- (4) この入札及び契約は、山形県立新庄病院の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (5) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Laboratory Information System Update Service: 1 set
- (2) Time-limit for tender: 10:15 A.M. May 12, 2023
- (3) Contact point for the notice: Medical Affairs, Administration & Consulting Division, Yamagata Prefectural Shinjo Hospital, 12-55 Wakaba-cho, Shinjo-shi, Yamagata-ken 996-0025 Japan TEL 0233(22)5525